

不良債権の状況

適正な資産の自己査定に基づく償却・引当等を実施して、
資産の健全化を進めております。

不良債権額及び不良債権比率(金融再生法基準)

不良債権比率 **2.03%**
 保 全 率 **86.57%**
 引 当 率 **71.97%**
 実質の
 不良債権割合 **0.27%**

※実質の不良債権割合 = (不良債権額 - 保全額) ÷ 総与信額

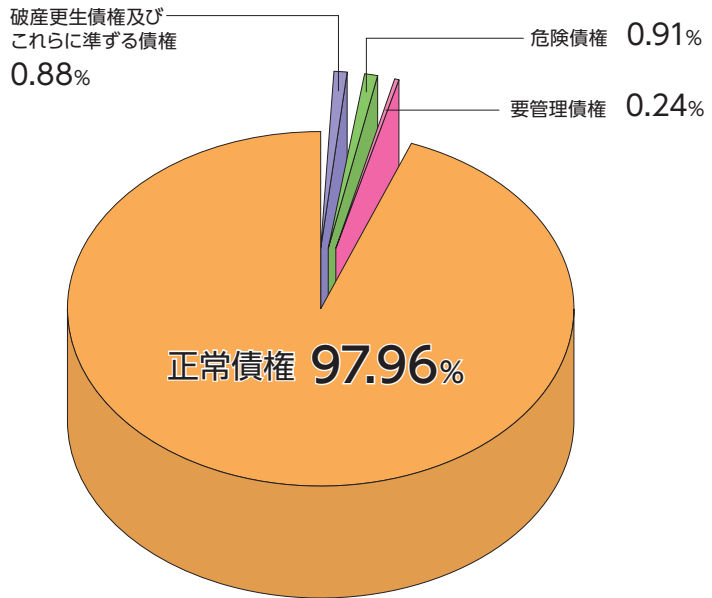
『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』(金融再生法)に基づく開示債権の状況について、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の不良債権額は116億82百万円で、不良債権比率は2.03%となりました。

この開示債権は、全てが回収不能な債権ではなく、このうち担保・保証等で60億87百万円、さらに貸倒引当金で40億27百万円が保全されております。結果、未保全額は15億68百万円となっております。

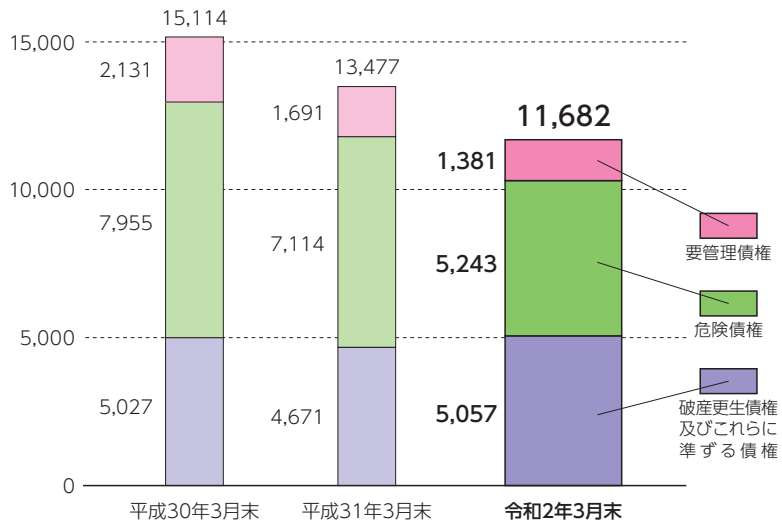
実質の不良債権が、総与信に占める割合は0.27%と引き続き低率を維持しております。

また、会員勘定は783億59百万円で資産の健全性維持に対する備えは十分にできております。

今後とも、お取引先の経営改善・再生支援に努め、資産内容の一層の健全化を図ってまいります。



(単位:百万円)



金融再生法開示債権の推移

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,027	4,671	5,057
危険債権	7,955	7,114	5,243
要管理債権	2,131	1,691	1,381
不良債権額	15,114	13,477	11,682
正常債権	561,965	551,983	562,886
合計	577,080	565,461	574,568
不良債権比率	2.61%	2.38%	2.03%

※当金庫は部分直接償却を採用しておりません(ただし、旧小樽信用金庫から引き継いだ一部貸出金を除く)。
 ※百万円未満は切り捨て、小数点第3位を切り捨てて表示しております。